

産業構造審議会

商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

報告書（案）

～クレジットカード取引システムの健全な発展
を通じた消費者利益の向上に向けて～

平成27年6月〇日

目 次

はじめに

第 1 章 クレジット取引を巡る状況

第 1 節 平成 20 年改正において措置された事項等に係る近時の動向

第 2 節 クレジットカード取引の利用環境の変化等

1. クレジットカード取引に関わる主体の多様化

(1) オフアス取引の一般化

(2) 加盟店契約に関与する主体の多様化

2. 近時の消費者相談の動向

(1) 消費者相談の状況について

(2) イシューアーにおける相談・苦情対応の状況について

第 3 節 番号漏えい、不正使用対策の状況

第 2 章 制度的・実務的な措置に係る考え方及び具体的な措置等

第 1 節 基本的視座

第 2 節 各事項に係る考え方と具体的な措置等について

第 1 款 クレジットカード取引の実態に対応した措置に係る考え方

1. オフアス取引の一般化等に係る事項

(1) オフアスに対応した制度見直しの必要性

(2) いわゆる PSP 等の位置付けについて

(3) アクワイアラー等に係る規定の適用範囲について

(4) 加盟店調査の考え方について

(5) 海外経由の取引について

(6) 加盟店調査における相談・苦情情報の活用について

2. マンスリークリア取引に係る抗弁の接続・苦情処理義務等のイシューアーへの措置について

(1) マンスリークリア取引に係る課題について

(2) 平成 20 年改正における考え方との関係

(3) イシューアーに対する措置の妥当性

(4) 制度的な措置の要否

(5) 各主体における取組の必要性

第 2 款 クレジットカード取引の利用環境の変化等に係る具体的な措置

1. オフアス取引に対応した制度整備等について

(1) アクワイアラーに係る事項

(2) PSP に係る任意登録制の導入及び任意登録を受けた者が介在す

る取引に係る特例

- (3) イシューアーに係る規定の整理
- (4) 認定割賦販売協会に係る事項
- (5) 定量的な相談・苦情情報の活用に向けた事項

2. 国際ブランドについて

3. マンスリークリア取引に係るイシューアーへの措置について

第3款 セキュリティ対策に係る考え方及び具体的な措置

1. クレジットカード番号等の管理について

- (1) 考え方について
- (2) イシューアーについて
- (3) アクワイアラーについて
- (4) PSP 及び加盟店等について
- (5) 実務的な取組について

2. クレジットカード不正使用対策について

第4款 その他の事項について

- 1. 提携ローン
- 2. 書面の電子化
- 3. 特定商取引に関する法律と関係する事項
- 4. 関係機関との連携等について

おわりに

はじめに

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、平成 26 年 9 月から、クレジットカード取引が円滑な支払手段として今後も拡大することにより国民経済の発展に寄与すること、そのためにはクレジットカード取引の安全な利用環境を適切に整備することが必要であること等に留意しつつ、近時の取引環境の変化、消費者相談及び不正使用の動向等の現在の取引に係る実態や、今後の取組の方向性について検討を進めてきた。

平成 26 年 12 月 25 日にとりまとめた「中間的な論点整理」においては、イシューとアクワイアラーが異なるオフアス取引が一般化しているという取引環境の変化に対応するため割賦販売法の構造を見直す方向性を示した上で、その具体的な措置や、マンスリークリア取引に係るイシューへの制度的な措置の要否、セキュリティ対策の向上に係る各主体の責任の在り方等の論点について、更に検討を進めることとした。

本小委員会は、この中間的な論点整理を踏まえ、平成 27 年 2 月以降、取引実態や相談・苦情の発生状況等の更なる把握を行うとともに、クレジットカード取引の健全な発展を通じて全ての消費者の利益の向上を図るために必要となる制度上の措置や実質的な取組の在り方を具体化するべく、更なる検討を進めてきた。

本報告書は、これらの検討を踏まえ、割賦販売法の一部の改正に向けた方向性並びに政府、関係機関、業界及び消費者それぞれの取組の促進の方向性を取りまとめたものである。

第 1 章 クレジット取引を巡る状況

第 1 節 平成 20 年改正において措置された事項等に係る近時の動向

割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）は、割賦販売、前払式割賦販売、ローン提携販売、包括信用購入あつせん、個別信用購入あつせん及び前払式特定取引といった各取引について、取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にすることにより、国民経済の発展に寄与することを目的として、各種の行為規制や民事効等を定めている。

直近では平成 20 年に同法の改正が行われ、個別信用購入あつせんに係る登録制の導入、行為規制の強化及び民事効の新設、包括・個別信用購入あつせんに係る支払可能見込額調査の義務付け、規制対象の見直し、クレジットカード番号等の適切な管理に係る義務付けの新設等が措置された。

これらの措置については、総務省が実施した「消費者取引に関する政策評価＜調査結果に基づく勧告＞（平成 26 年 4 月 18 日）」において、「平成 20 年の法改正による個別クレジット事業者に対する登録制の創設や、同事業者による訪問販売等を行う加盟店の勧誘行為の調査義務の導入、クーリング・オフ等の民事ルールの整備、信用情報機関を利用した支払能力調査の義務付け等については、（中略）効果は一定程度発現していると認められる。」との評価がなされている。

一方、クレジットカード取引の利用環境については、本章第 2 節で述べるような構造的な変化等が生じている。

また、クレジットカード番号等の適切な管理についても、本章第 3 節で述べるように、大規模なクレジットカード番号の漏えい事案が引き続き発生している。

第 2 節 クレジットカード取引の利用環境の変化等

1. クレジットカード取引に関わる主体の多様化

（1） オフアス取引の一般化

割賦販売法は、クレジットカード取引を「割賦購入あつせん」と定めていたが、平成 20 年に「包括信用購入あつせん」と改め、各種の規定を置いている。

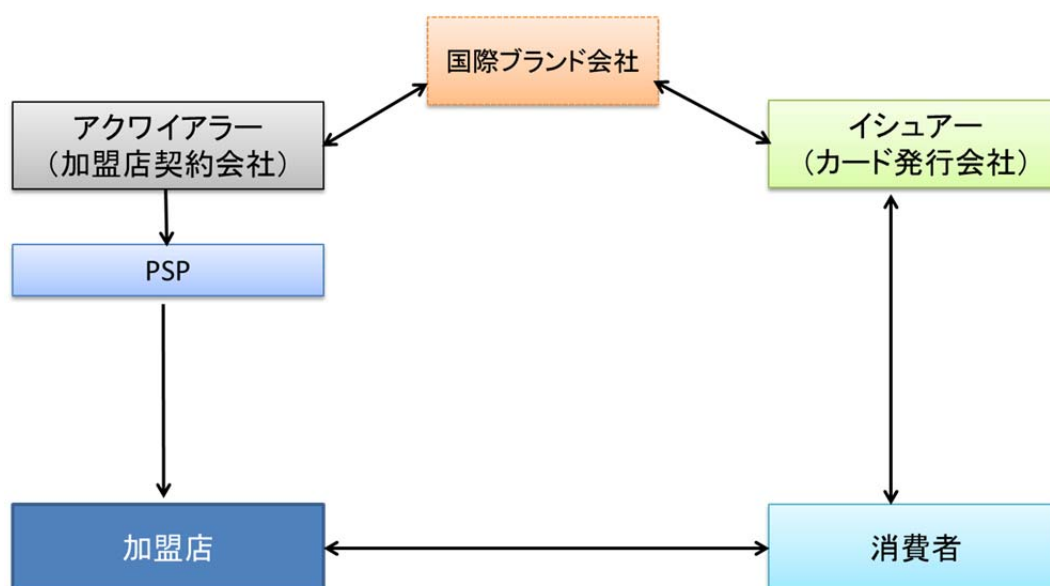
この「割賦購入あつせん」及び「包括信用購入あつせん」は、販売事業者等、利用者等及び包括信用購入あつせん業者の 3 者間取引（いわゆるオンアス取引）を主に想定して規定されたものであり、消費者・加盟店と包括信用購入あつせん業者間の取引に係る規定が置かれている。

しかし、現在の取引実態を見ると、クレジットカード会社の機能のうち、

消費者に与信枠を供与してクレジットカードを発行するイシューング機能と、販売業者等にクレジットカードの利用環境を提供するアクワイアリング機能が分化しており、国際ブランドを介したイシューアーとアクワイアラーが異なる取引（いわゆるオフアス取引）が一般化している（下図）。

（２） 加盟店契約に関与する主体の多様化

近年 EC 取引の増加等により、中小零細の販売業者等を含め、クレジットカード取引の需要が増加していること等を背景に、いわゆる加盟店契約に関して審査等に関与する主体（いわゆる決済代行業者の一部。（以下、「PSP（ペイメントサービスプロバイダー）」という。））が増加しつつあることが指摘されている¹（下図）。



我が国においては、加盟店契約を締結するクレジットカード会社の大半は、クレジットカード発行業務にも携わっていたため、「包括信用購入あつせん業者」として、割賦販売法に定める登録を受ける等の規制を受けてきた。

従前、このように割賦販売法の規制を受けていることや、各社がイシューアーとアクワイアラー両者の立場を兼ねているという立場の互換性を背景として、クレジットカード会社の自主的な取組を通じて、悪質加盟店²の排除が実現されてきたといわれている。

¹ PSPには別紙1に示すように多様な営業形態があり、アクワイアラー、加盟店等との法律関係も、アクワイアラーを代理する場合、加盟店を代理する場合、両者の取引を取次ぐ場合等多様である。

² 一般論として悪質加盟店を定義することは難しいが、本報告書において指摘する悪質加盟店としては、違法な取引を行う加盟店やクレジットカード取引システムの信頼性・安定性を損なう加盟店が想定される。

しかし、近年、アクワイアリングを専業とする者や PSP が増加しつつあるところ、これらの者はクレジットカード発行を行わないため、原則として割賦販売法の規制対象とならず、悪質加盟店を排除する経済的なインセンティブが働きづらい面があることが指摘されている。

また、PSP の中には、海外のアクワイアラを経由した取引によって販売業者等にクレジットカード利用環境を提供する者もある。これは、従前、国内のアクワイアラが、悪質加盟店排除のために慎重な加盟店審査を実施し、一定の取引類型・業種について健全な事業者も含めて加盟店契約を締結してこなかったことを背景に、PSP がこれら国内アクワイアラと契約できない販売業者等にクレジットカード利用環境を提供する役割を果たしているものと考えられる³。

2. 近時の消費者相談の動向

(1) 消費者相談の状況について

平成 20 年の割賦販売法改正以降、個別信用購入あつせんに係る相談・苦情が減少する一方、クレジットカード取引に係る消費者相談・苦情件数は増加傾向にある。このうち、包括信用購入あつせんに係る消費者相談・苦情件数は減少傾向にある一方、ここ数年のマンスリークリア取引に係る消費者相談・苦情件数は増加傾向にある（下表 1）。

（表 1）信用供与の種別ごとの相談・苦情件数（平成 26 年 5 月末日までに「全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）」に登録された情報の件数：第 167 回消費者委員会本会議 資料 1「クレジットカードに関する相談の状況について」を基に作成）

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
個別信用	29, 816	23, 621	20, 863	21, 691
包括信用※ 1)	22, 385	21, 320	18, 912	19, 846
2 か月内払い※ 2)	13, 236	18, 410	22, 181	29, 934

※ 1) マンスリークリア取引以外のクレジットカード取引

※ 2) マンスリークリア取引

これに対し、試算にとどまるものの、相談件数及び相談に係る契約金額の信用供与額全体に対する割合のいずれの面でも、マンスリークリア取引における相談発生割合は、包括信用購入あつせんや個別信用購入あつせんにおける発生率を大きく下回っていることが示されている⁴。

³ PSP の取引実態、契約形態については別紙 1 及び 2 参照

⁴ 相談・苦情の発生件数及び相談・苦情に係る契約金額（国民生活センター集計）並びに各取引の契約件数（消費者信用統計）から推計。なお、相談・苦情件数については、複数の取引について 1 件の相談・苦情が発生していることや 1 件の相談・苦情が各セン

そして、消費者相談・苦情の内容を見ると、販売方法や解約に係るものが大部分を占めている。

また、（一社）日本クレジット協会がとりまとめた大手会員企業 9 社の相談受付状況を見ると、加盟店に起因する相談の 3 割以上が海外アクワイアラー経由の取引であり、この海外アクワイアラー経由の取引に係る相談のほとんどがマンスリークリア取引の事例であることが示されている⁵。

さらに、消費者相談の動向を精査するため、平成 20 年改正⁶が施行される前後を比較するという観点から、平成 21 年及び平成 26 年それぞれの 8～10 月に受け付けた相談のうち、消費生活センターであっせんが行われた相談事例の内容について、独立行政法人国民生活センターにおいて分析したところ、概ね以下の傾向が確認された。

- 平成 21 年から平成 26 年にかけ、クレジットカードが利用された取引についてあっせんを行った事案の割合は 2 割程度で大きな変化はないが、事案数は 1.8 倍弱に増加した。
- 平成 21 年、平成 26 年いずれの事案も、9 割程度が、「加盟店と結んだ契約についてトラブルとなっている事例」であった。
- 相談内容を、A) 違法な取引の可能性が高い、B) 本来予定された販売・役務提供の不履行、C) 事業者による説明と提供された商品・役務との相違、D) サクラサイトの疑いのある出会い系サイト、E) その他、と分類したところ、平成 21 年から平成 26 年にかけ、以下のような変化が見られた。

ター等で重複して集計されていることがある。

○消費者相談発生率（件数）

	平成 21 年度	平成 24 年度
マンスリークリア取引	0.00062%	0.00085%
包括信用購入あっせん	0.01743%	0.01581%
個別信用購入あっせん	1.98815%	1.39562%

○相談に係る契約金額の信用供与額全体に対する割合

	平成 21 年度	平成 25 年度
マンスリークリア取引	0.01721%	0.01113%
包括信用購入あっせん	0.20025%	0.11564%
個別信用購入あっせん	0.70624%	0.65134%

○相談 1 件当たりの購入金額

	平成 25 年度
マンスリークリア取引	14 万円
包括信用購入あっせん	23 万円

⁵ 第 3 回小委員会資料 2 8～10 頁。

⁶ 平成 21 年 12 月 1 日及び平成 22 年 12 月 1 日の 2 段階で施行された。

- ・ A) は、平成 21 年の事例には見られなかったが、平成 26 年には、若干の事例が見られた。
 - ・ 全体の構成比率を見ると、D) がやや減少し、E) がやや増加したが、いずれの年も A) ～C) が 5 割以上を占めていた。
- あっせんの過程において、アクワイアラーがどの事業者か分かる事例は少ないが、アクワイアラーが国内の事業者であると合理的に推認できた事例は、アクワイアラーが不明な事案も含めた全体の 15 ～ 20 % 程度である。

国内のクレジットカード取引の大半が国内のアクワイアラーを経由した取引と見られることを踏まえると、国内アクワイアラー経由の取引に比べ、海外アクワイアラー経由の取引の方がよりトラブルを生じやすいことがうかがえる一方、国内アクワイアラー経由の事案が一定規模存在しており、従前機能してきたとされる悪質加盟店の排除に係る自主的な取組が必ずしも十分機能しなくなりつつあることがうかがわれる。

(2) イシューアにおける相談・苦情対応の状況について

クレジットカード会員からの苦情情報はイシューアに寄せられることが一般的であるが、相談現場からは、イシューアごとの苦情対応に差が大きい、アクワイアラーや PSP（以下、「アクワイアラー等」という。）に苦情情報を提供する仕組みが十分整理されていないため、苦情情報が悪質加盟店排除に効果的に活用されていない、等の指摘がある。

そこで事務局において、加盟店に起因する相談・苦情に係る、各イシューアの消費者対応やアクワイアラーへの情報連携の状況について調査した⁷。

- ① まず、各イシューアは、加盟店と消費者の間の紛議は両当事者間で解決すべきという会員規約にも示されている考え方を原則とはしつつも、消費者の申立内容等から加盟店の行為に問題があることが合理的に推認される場合には、消費者救済の観点から、事案に応じ柔軟に、法令や会員規約の定めを超えて対応することが多い。

その手段としては、割賦販売法における抗弁の接続の規定以上に広範な事案について支払請求の留保を行う、ブランドルール上のチャージバック手続の幅広い活用を試みる、加盟店と消費者との交渉に積極的に関与する等の様々な手法がある。

このように各イシューアは、法令や会員規約の定めを超えて、事案ごとに柔軟な対応を行っているところ、この柔軟な対応については、事案の内

⁷ 第 11 回小委員会資料 4

容や各イシューアの顧客サービスについての考え方等により差異がある。

- ② 相談・苦情情報のアクワイアラーへの連携については、国内アクワイアラー経由の取引においては適宜に情報連携が行われている傾向にあるが、海外アクワイアラー経由の取引については、連絡の手段が国際ブランドを通じたものに限られ、適宜に情報連携を行うことが難しく、限定的な情報連携しかなくない傾向にあった。

他方、相談の現場からは、各イシューアの相談・苦情対応において、イシューアからの説明や情報提供が不十分な場合があるとの指摘があった。

第3節 番号漏えい、不正使用対策の状況

上述のとおり、クレジットカード番号等の適正な管理等については、平成20年改正において、クレジットカード等購入あつせん業者及び立替払取次業者に適切管理措置を義務付けるとともに、その委託先、加盟店及び加盟店の委託先に対する指導等を義務付けた。

しかし、近年、割賦販売法による義務付けの直接の対象となっていない加盟店又は加盟店の委託先から大規模な番号漏えい事案が生じており⁸、指導等が十分に機能していないおそれがある。

また、クレジットカード利用時の不正使用対策についても、EMV⁹、3Dセキュア¹⁰をはじめとした対策の普及状況が十分でないとの指摘もある。

実際に、ここ数年のクレジットカード不正使用による被害額はほぼ横ばいで推移していたものの、平成26年には前年を大きく超える被害が発生している¹¹。その内訳についてみると、偽造クレジットカードによる被害は前年に比べて減少している一方、番号盗用による被害が増加している。

第2章 制度的・実務的な措置に係る考え方及び具体的な措置等

第1節 基本的視座

- (1) 近年、国内総生産・民間最終消費支出が横ばい傾向となる中、クレジ

⁸ 平成24年9月から平成26年1月までに公表された1万件以上の漏えい事案全てが、加盟店又は加盟店の委託先から漏えい。(第1回小委員会資料4)32頁)

⁹ 国際ブランドによるICクレジットカードの規格。ICクレジットカードは、従来の磁気クレジットカードに比べ格段に偽造困難とされる。

¹⁰ 非対面でのクレジットカード利用時に、クレジットカード会員がイシューアに予め登録したパスワードを用いて、クレジットカード会員本人による利用を認証するもの。

¹¹ クレジットカード不正使用被害(億円単位：(一社)日本クレジット協会)

	計	偽造カード	番号盗用	その他
平成25年	78.6	25.8		52.8
平成26年	105.9	18.4	59.7	27.8

※番号盗用は平成26年から区別して集計(平成25年は「その他」に集計)

ットカードの取扱高は堅調な拡大を継続しており、クレジットカードは消費者に広く利用される取引インフラとして、現代社会において重要な機能を果たしている。

政府としても、クレジットカード利用の拡大に取り組んでいるところ、クレジットカード等を消費者が安全利用できる環境の整備は、クレジットカード利用拡大の前提条件を整備する上で必要不可欠なものと言える¹²。

- (2) 相談・苦情の発生状況を見ると、消費者保護の観点から問題があると考えられる事案の大半が加盟店の取引に起因するものであった。かかる状況を踏まえれば、クレジットカード取引自体が問題を生じさせているというよりは、むしろクレジットカード利用が可能な加盟店が問題を生じさせているものと考えられる。こうした状況を踏まえれば、まず悪質な加盟店自体の是正を図ることが必要であるが、現在生じているような相談・苦情に係る問題を未然に防止し、消費者がクレジットカードを安全に利用できる環境を整備する観点からは、こうした悪質な加盟店がクレジットカード取引を悪用できないようにすることが重要である。

- (3) この点に関し、現行の割賦販売法には、アクワイアラーに対する規定が置かれていなかったものの¹³、従前はアクワイアラーの大半がイシューアを兼ね割賦販売法の規制対象であったこと等を背景に、適正な取引環境維持への自主的な取組がなされてきたとされる。

しかし、近年、海外アクワイアラーを経由した取引やPSPを経由した取引が増加する等、従前の自主的な取組のみによっては取引環境の適正化の実効性を確保することが難しくなりつつある状況がうかがわれる。今後、自主的な取組を行わない者が増加することによって取引環境の適正化が機能しない状況が大きく顕在化すれば、クレジットカード取引に係る安全な利用環境や健全な競争に対し、深刻な悪影響を生じかねない。

- (4) 他方、クレジットカード取引に関わる事業者に規制を課した場合、この負担は当該事業者の負担にとどまらず、価格等を通じて、結局、取引を利用する者が広く負担することとなることに留意が必要である。

具体的には、年会費や手数料の増加、ポイント還元や保険等の付帯サービスの削減等により、消費者の負担が増すこと又は従前得られていたメリットや利便性が減少・低下することが想定される。また、加盟店手数料の増加も考えられるところ、これも当該加盟店において増加した加盟店手数

¹² 「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）、キャッシュレス化に向けた方策（平成 26 年 12 月 26 日 内閣官房、金融庁、消費者庁、経済産業省、国土交通省、観光庁）。

¹³ クレジットカード番号等の管理に関するものを除く。

料を前提とした価格形成が行われることを通じて、結局消費者が負担することとなる。また、規制による負担から、小規模な事業者等がクレジットカード加盟店から排除されたり、新たにクレジットカード加盟店となることが難しくなったりするおそれもある。

このため、具体的な規制の在り方を検討するに際しては、当該規制がこうした負担を正当化し得るものといえるか、という点にも留意する必要がある。

- (5) 以上の諸点に留意しつつ、「割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止（中略）に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与する」という割賦販売法の目的をより一層実現していくために、現実の取引実態に整合的で、かつ、クレジットカード取引システムの健全な発展に寄与するとともに、クレジットカード取引を利用する全ての消費者の利益に資する制度を志向すべきである。

第2節 各事項に係る考え方と具体的な措置等について

第1款 クレジットカード取引の実態に対応した措置に係る考え方

1. オフアス取引の一般化等に係る事項

- (1) オフアスに対応した制度見直しの必要性

オフアス取引が一般化しつつある市場環境において、クレジットカード取引の健全な発展に向けた制度的な基盤を整備し、購入者等の利益を保護するという観点から、イシューアー・アクワイアラー各々が、その機能に応じた責任を負担するという制度への構造的見直しが必要である。

具体的には、現行の包括信用購入あつせんに係る規定について、消費者への利用枠供与という機能に係る事項はイシューアーに、加盟店でクレジットカードの利用を可能とするという機能に係る事項はアクワイアラーに求めるという方向で整理し、加盟店の調査¹⁴をアクワイアラーに係る規定として位置付けるべきである（なお、オンアス取引の場合については、イシューアー兼アクワイアラーにこのような措置が課されることとなるが、それも当該主体のアクワイアラーとしての地位に着目して課されるべきものと整理することが適切である。）。

¹⁴ ここにいう加盟店の調査は、悪質加盟店の是正・排除を通じた加盟店網における適正なクレジットカード利用環境維持に向けた公法上の措置を念頭に置いたものであり、個別の紛議において、当事者に民事上の権利を付与することを意図するものではないことに注意が必要である。

なお、現行の割賦販売法においては、アクワイアラーについて、イシューアーを起点として立替払いの取次ぎと定義するとともに、この取次ぎは商法上の取次ぎであり、立替払取次業者は準問屋であると整理されているところ、今般、オフアス取引を念頭にイシューアーとアクワイアラーを位置付けるに際しては、この定義や商法上の取次ぎ・準問屋という考え方の整理についても再検討が必要である。

(2) いわゆる PSP 等の位置付けについて

PSP については、アクワイアラーと同等の責任を求めるべきという考え方もあり得ないではない。

しかしながら、加盟店においてクレジットカード利用が可能となるのは、国際ブランドからライセンスを受けている又はイシューアーと直接の取引がある等のアクワイアラーの取引上の地位によるものであり、PSP がアクワイアラーに関係なく、独自に加盟店契約を締結できるものではない。

このため、加盟店との取引に係る規定は、PSP ではなくアクワイアラーに適用するという考え方を原則として採用すべきである。

一方、近年の取引において PSP の存在が拡大し、実質的に加盟店の調査を行っている者もあることから、アクワイアラーがこうした PSP を効果的に活用できるような制度上の位置付けを置くことが必要である。

(3) アクワイアラー等に係る規定の適用範囲について

平成 20 年改正においては、イシューアーからクレジットカード利用者への利用枠供与に係る規定について、「誘引性」の観点から、包括信用購入あつせんには適用するもののマンスリークリアについては適用しないとする区別を維持した一方、クレジットカード番号等の管理に係る規定については、両者を区別する実益が乏しいとしていずれにも適用することとしている。

そこで、アクワイアラー・PSP と加盟店の取引について見ると、アクワイアラーが加盟店に対してクレジットカード取引の受入れを審査・許諾し、PSP が何らかの形でそれに関与するといった取引の性質は、イシューアーと消費者間での取決めにとどまる支払回数の区別によって影響を受けるものではない。

また、大半のイシューアーがいわゆる後リボサービス¹⁵や事前登録型後リボサービス¹⁶を提供している以上、仮にマンスリークリアの受入れのみを許諾された加盟店との加盟店契約についてアクワイアラーに係る規定を

¹⁵ 加盟店でのクレジットカード利用後に支払回数・方法を変更できるサービス。

¹⁶ 利用者の事前登録により、加盟店とのやりとりにかかわらず支払がリボルビング払いとなるサービス。

適用しないとすると、割賦販売法の適用対象とならない加盟店が行う取引について、事後的にリボ払いとなり得ることを許してしまうこととなり、悪質な加盟店を適切に排除するという目的を達成することが困難となる。

こうした事情を踏まえると、アクワイアラー等に係る規定について、支払回数・方法によって適用対象を分ける意義は乏しいとともに不適切であり、当該規定については、クレジットカード番号等の管理に係る規定同様、マンスリークリアと分割・リボを区別せずに制度設計を行うべきである。

(4) 加盟店調査の考え方について

加盟店との契約に係る審査の手法としては、主に、初期審査（例：業種、取扱商品・役務のチェック）と途上審査（例：異常売上げのチェック）がある。このうち、初期審査を重視する手法は、加盟店網に悪質加盟店を発生させない効果を期待できる一方、厳格な審査となりやすく、健全ではありながら取引実績が少ない事業者等を排除する可能性が否定できない。これに対し、途上審査を重視する手法は、そのような事業者に対し広く市場に参加する機会を提供する効果を期待できる一方、初期審査を重視する手法に比べて、一定の問題ある取引を生じさせる可能性が否定できない。

このように、加盟店の審査手法についてはそれぞれに一長一短がある中で、各アクワイアラーは自ら適切と考える審査手法を構築することにより競争を行っているものであり、このような取組を活用することが、加盟店網の適正化及び加盟店網の拡大による消費者利便の向上にとって有益であると考えられる。

したがって、アクワイアラー等による調査に係る措置を検討するにあたっては、特定の調査項目を法令上列挙してこれについての調査のみを求めるという考え方よりは、各アクワイアラー等が自社の営業実態やノウハウに応じ、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、双方を総合して一定水準を確保することを許容する、という考え方を採るべきである。

具体的には、アクワイアラー等に対し、悪質加盟店を適切に排除する体制の構築を求めることとし、その手法については、加盟店契約の締結時に加盟店の所在地や代表者、商材や販売方法等の最小限の事項について確認を求めるほかは、契約時審査を重視するモデル、途上審査を重視するモデル等、各アクワイアラー等が合理的な判断に基づいて審査体制を構築することを認めるべきである。

なお、加盟店の「悪質性」については、一律に定義することが困難であるとともに、明確に定義することによりかえって脱法的な取引を招くおそれもある。したがって、どのような加盟店を是正・排除すべきかという点

については、少なくとも違法又は違法の疑いが極めて強い取引については対応を求めることが必要である一方、加盟店の業種・業態、取引規模の動向や苦情の発生状況等に鑑み、アクワイアラー等が一定水準の確保に留意しつつ判断することを一定程度許容すべきである。

(5) 海外経由の取引について

海外アクワイアラー経由の取引についても相当数の相談事例が生じている実態を踏まえると、アクワイアラーが国内外いずれに立地するかによらず、国内の加盟店との取引を行う場合には、アクワイアラー等に係る規定の適用対象とすべきである。

また、とりわけ、海外経由の取引について、アクワイアラー等に措置の遵守を求めるためには、国際ブランドとのより一層の連携強化が必要である。

(6) 加盟店調査における相談・苦情情報の活用について

アクワイアラー等が加盟店調査を実効的に遂行するためには、相談・苦情情報を適切に活用することが必要である。

この相談・苦情情報については、各イシューから国内のアクワイアラーに対しては一定の情報連携がなされているが、海外アクワイアラーについては、情報連携を受ける窓口がないため、情報連携が十分機能していない。

したがって、制度設計においては、アクワイアラーの内外を問わず、イシューからの情報連携を可能とすべきであることに留意が必要である。

また、定量的な情報の活用も有益であると考えられるため、独立行政法人国民生活センターにおいて収集している相談・苦情情報の有効活用についても検討すべきである。

2. マンスリークリア取引に係る抗弁の接続・苦情処理義務等のイシューへの措置について

(1) マンスリークリア取引に係る課題について

マンスリークリア取引については、相談件数の増加がみられるものの、相談内容を見ると、消費者保護の観点から問題があると見られる事案のうち、その大半が加盟店との取引に起因するものである。

したがって、相談件数の増加という事実は、消費者に対する一定の利用枠供与というイシューとの取引について性質の変化が生じたことを示すものというよりは、クレジットカードが利用可能な加盟店の数や取引量が増加しており、この加盟店の中に悪質な者が存在していることを示すものと考えられる。

(2) 平成20年改正における考え方との関係

- ① 平成20年改正においては、2ヶ月以内という短期間の支払猶予にとどまるマンスリークリア取引について、2ヶ月超の長期の支払猶予となる分割払いと「同様の誘引性があるとは考えられない」として、行為規制・民事効の適用対象としなかったものである¹⁷が、かかる意味における誘引性は当然ながら現在のマンスリークリア取引についても認められるものではない。
- ② また、上記の誘引性とは別に、マンスリークリア取引の利便性といった新たな観点からマンスリークリアを分割・リボと同等に扱うべきである旨の指摘もあったが、相談発生率の比較によれば、相談件数ベース及び相談金額ベースいずれの場合についても、分割・リボとマンスリークリアの間には大きな差があることが明らかであり、法において両者に一定の差異を設けることについては、合理的な裏付けがあると考えられる。

(3) イシューアに対する措置の妥当性

- ① イシューアは、クレジットカード利用者に対し包括的な利用枠を供与するにとどまり、個別の取引ごとに与信判断を行う訳ではない。さらに、オフアス取引については、加盟店との取引関係も存在しない。

このようなクレジットカード取引の性質を踏まえれば、加盟店に起因する問題への対応として、イシューアに対して加盟店にクレジットカード利用環境を提供する者という観点からの措置を課すことは不合理である。

- ② イシューアによる相談・苦情対応について各社の差が大きいという指摘もあったが、消費者保護に向け各社が多様な相談・苦情事案に応じ柔軟に対応していることにより、各社の対応に差が生じている面もあり、現段階においては、これを理由としてイシューアに対し法的な措置を講ずる必要性があるとまでは言い難い。
- ③ また、イシューアにおけるマンスリークリア業務については、年会費無料のクレジットカードが多く存在し、かつ、マンスリークリア取引においては消費者に手数料の支払を求めているため、加盟店から得る僅少な手数料が主な収入源であり、サービス提供に係るインフラ維持や法令遵守のコストを考えると、その採算性が厳しい状況にあることが示されている¹⁸。

(4) 制度的な措置の要否

以上を踏まえると、マンスリークリア取引についても、まずもって悪質

¹⁷ 「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会 報告書」(平成19年12月10)

¹⁸ 第11回 資料3

加盟店の適切な排除によってトラブルの未然防止を図ることが検討されるべきであると考えられる。

マンスリークリア取引については、現状においてもなお分割払いと同様の誘引性があるとは言えず、相談発生率の点においても分割・リボとの間に大きな差があり、少なくとも現時点において、マンスリークリア取引を抗弁接続等の民事ルールの適用対象とすることは適切ではない。

また、マンスリークリア取引に係る相談・苦情対応に関し、イシューアに対して割賦販売法に基づいて強行法的に追加負担を求めるべきか否かという点についても、オフアス取引におけるイシューアは加盟店にクレジットカード利用環境を提供する者ではないこと、現状各イシューアにおいて相談・苦情に対し柔軟な対応がなされていること、各イシューアにおけるマンスリークリアの採算性は高いものとはいえないこと、等からすると、イシューアに対する追加的負担を正当化することは現段階においては困難であると考えられる。

さらに、マンスリークリア取引については、多くの消費者が低コストで問題なくサービスを楽しんでいるところ、仮にこれに対して追加的な規制が行われた場合には、事業者が生じた負担が個々の消費者に転嫁される結果、マンスリークリア取引の利便性が著しく後退することもあると考えられる。

なお、今回検討しているアクワイアラーへの加盟店調査に関する措置について、支払回数・方法によって適用対象を分けることなく対象としていることを踏まえれば、かかる措置によってマンスリークリア取引に関するトラブルの未然防止が図られることが期待される。

こうした点を考慮すれば、マンスリークリア取引について、抗弁の接続や苦情処理義務といったイシューアに係る制度的な措置を追加的に課すべき状況にはないものと考えられる。

(5) 各主体における取組の必要性

制度的な措置を課すべきでないとしても、今後の取引全体を適正化していくという観点から、各イシューアが相談・苦情対応を円滑に遂行することや、アクワイアラーにおける加盟店調査においてイシューアに寄せられる相談・苦情情報を効果的に活用することは、加盟店網の適正化を促進していく上でも重要であると考えられる。

したがって、各事業者や（一社）日本クレジット協会における相談・苦情対応の研修等の実務的な取組をより一層深めることが必要である。また、消費者、加盟店、各事業者、消費生活センター等の適切な役割分担の下に、相談・苦情対応がより円滑に行われるよう、関係機関・事業者等による定期的な情報交換等、連携強化に向けた取組を進めるべきである。

第 2 款 クレジットカード取引の利用環境の変化等に係る具体的な措置

以上の考え方に基づき、概ね以下を骨子とする制度的な措置及び実務的な対応を図るべきである。

1. オフアス取引に対応した制度整備等について¹⁹

(1) アクワイアラーに係る事項

○ 登録制の導入

- ・ アクワイアラーについて登録制を導入する。対象となるアクワイアラーの定義については、加盟店でのクレジットカード利用を可能ならしめる者というアクワイアラーの機能・性質に留意し、立替払取次業者の定義・考え方の見直しを検討する。
- ・ このアクワイアラーと加盟店の取引については、マンスリークリア取引に係るものを含むものとする。
- ・ 登録要件として、国内に営業所を有すること、加盟店調査の遂行に必要となる体制（イシューアから情報連携を受ける体制、PSP を選択するにあたって必要となる体制等を含む。）、クレジットカード番号等の適切管理体制、財産的基盤等を求める。
- ・ アクワイアラーについて、行政調査権、行政処分規定及び無登録営業に対する罰則を設ける。

○ 加盟店調査の実施等に係る規定の新設

- ・ 加盟店との契約時に、加盟店に係る一定事項の確認を求める。確認事項及び確認方法については、現行の国内アクワイアラーにおける実務を基準としつつ、加盟店の態様等に応じた追加的な確認の要否を検討する。
- ・ 業務の運営に関する措置として、委託先の管理、苦情対応（現行、包括信用購入あつせん業者に求められている対応のうち、加盟店に係る事項）、加盟店の調査（初期審査及び途上審査を事業者の合理的な判断により組み合わせて活用する。）を求める。

(2) PSP に係る任意登録制の導入及び任意登録を受けた者が介在する取引に係る特例

- ・ アクワイアラーと加盟店の間に介在し、加盟店契約の締結段階ないし履行段階に関与する主体²⁰のうち、一定の登録要件を満たす者は、

¹⁹ 制度的な措置の全体像については別紙 3 参照

²⁰ PSP が登録を受けることができるとする趣旨は、割賦販売法の規定を効果的・効率的に遵守できるよう、アクワイアラーが PSP を活用することにより、この趣旨を踏まえれば、営業形態や法律構成（契約形態）によって登録が受けられないということが生じないようにすべきである。

登録を受けることができることとする。

- ・ 登録要件はアクワイアラーに係る要件に準じたものとする。
- ・ 登録を受けた者について、行政調査権、行政処分規定を設ける。
- ・ 登録を受けた者については、アクワイアラーに準じた行為規制を適用する。
- ・ 登録を受けた者のみと取引を行うアクワイアラーについては、加盟店調査を遂行する体制等、登録要件を一部軽減する。
- ・ 登録を受けた者が介在する取引については、当該登録を受けた者に（１）の加盟店調査の実施等を求めることとし、当該登録を受けた者を選択したアクワイアラーは、当該取引については行為規制の対象とならないものとする。

（３） イシューアーに係る規定の整理

- ・ オンアス取引を前提に整備された、包括信用購入あつせんについては、アクワイアラー等を位置付けることに伴い、イシューアー機能のみに着目した概念へ見直し、加盟店との取引に係る規定を削除する等の整理を行う。
- ・ 「苦情の適切かつ迅速な処理」のうち加盟店に係る苦情の処理については、イシューアーがアクワイアラーに苦情を伝達し、伝達を受けたアクワイアラーが処理することと再整理する（オンアス加盟店に係る苦情の処理は、イシューアーではなくアクワイアラーとしての立場で処理するものとする。）。

（４） 認定割賦販売協会に係る事項

- ・ イシューアー並びに新たに位置付けるアクワイアラー及び登録を受けた PSP について、認定割賦販売協会の会員となることができるものとする。
- ・ 現行の規定において、包括信用購入あつせん業者が販売業者等に係る情報を報告するとともに情報の提供を受けるとされている、いわゆる加盟店情報交換制度について、アクワイアラー及び登録を受けた PSP から報告を行い、この両者も情報の提供を受けると位置付ける。

（５） 定量的な相談・苦情情報の活用に向けた事項

- ・ 加盟店の調査において、独立行政法人国民生活センターが収集している相談・苦情情報の有効活用等を推進するため、制度的・実務的な課題を検討し、必要に応じて措置を講ずる。

2. 国際ブランドについて

主に海外アクワイアラー経由の取引について、海外アクワイアラー・加盟店

の是正等の実務的な協力を求める。制度的な措置については、更なる実態把握を継続し、必要に応じ、将来の検討課題とする。

3. マンスリークリア取引に係るイシューへの措置について

マンスリークリア取引に係る抗弁の接続や苦情処理義務等については、制度的な措置は講じない。

一方、業界において研修等を通じ、クレジットカード利用者等に対する説明の充実といったイシューによる相談・苦情対応の向上を促す。

また、関係機関・事業者等による連携強化を進めることとする。

第3款 セキュリティ対策に係る考え方及び具体的な措置

クレジットカード番号の管理及びクレジットカード利用時の不正使用について対策の推進が必要である。この推進に際しては、不正を企図する攻撃者に対し、多面的かつ一般には公開できない取組を行うことが必要であり、技術自体も日々進歩するものであるから、法令等により特定の技術的手段を求めることにはなじまない面があるという点にも留意が必要である。

また、各加盟店におけるセキュリティ対策については、多額の投資や業務の変更等を要するため、対応が必要な事項についても、個々の加盟店のシステム更改・改修期に配慮した現実的な対応を求めることが必要であるという観点に十分配慮しつつ、実現に向け着実な時間軸を設定していくことが必要である。

このように、とりわけセキュリティ対策については、法令等の制度整備による対応のみならず、取引に関与する各主体の取組を実務的に推進することが必要である。

平成27年3月に、クレジット取引に係る幅広い事業者等からなる推進体制を構築し、セキュリティ対策の強化に向けた取組の加速を図ることを目的として、「クレジット取引セキュリティ対策協議会²¹」が発足し、実務的な検討が進められているところであり、その検討結果を踏まえ、我が国におけるセキュリティ対策の強化に向けた取組が進められることを強く期待する。

この取組を前提にした上で、クレジット取引に関するセキュリティ対策として、以下の対応が必要である。

1. クレジットカード番号等の管理について

(1) 考え方について

- ① クレジットカード番号等は、EC取引等、その情報のみで利用可能な加盟店も多く存在し、ひとたび漏えいが生じれば、これら加盟店における不正使用を生じかねない。また、仮に実際の被害を生じない場合にも、

²¹ クレジット取引のセキュリティ環境整備に向けた取組を目的とする、クレジットカード事業者、決済代行業者、加盟店、情報処理センター、機器メーカー、セキュリティ事業者、国際ブランドといった幅広い関係業界等からなる民間の協議会。

各イシューアー及びクレジットカード会員において、クレジットカードの再発行等のコストを生じさせる。以上のように、クレジットカード番号等の漏えいは、漏えいを生じさせた事業者のみならず、他の多数の関係者にも広く影響を及ぼす性質を有している。

このため、現行の割賦販売法は、イシューアー及びアクワイアラーにクレジットカード番号管理に係る措置義務を課す一方、加盟店及びイシューアー、アクワイアラー又は加盟店の委託先については、イシューアー又はアクワイアラーが指導することとし、取引に関わる事業者に広く一定の措置を講じようとしている。

しかし、近年、上述のように一部の加盟店又はその委託先から大規模な漏えい事案が生じている状況にあり、加盟店の一部には、業務上クレジットカード番号を取り扱っていることに対する当事者意識が低い者もいるとの指摘もある。

また、PSPの一部は、クレジットカード加盟店の拡大に寄与するという点でアクワイアラーに類似し、クレジットカード取引を事業としているといえるが、契約形態等に応じて「指導」を受け得るにとどまっている。

以上を踏まえ、クレジットカード取引を事業とする者及びクレジットカード番号を保有する者、各々自らが、クレジットカード番号の管理に一定の責任を負担する制度整備が必要である。

- ② なお、現行の割賦販売法は、クレジットカード番号等単体では、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）における個人情報に該当しないという前提で「クレジットカード番号等の適切な管理等」に係る規定を置いているが、個人情報保護関係法令の見直しにおいて、クレジットカード番号等単体についても個人情報とされる可能性が示されている。このような見直しが行われた場合、クレジットカード番号等を保有する全ての事業者に、個人情報保護法に基づいてクレジットカード番号等を含む個人情報の安全管理措置等を講じることが求められるため、割賦販売法における制度的措置を検討する際には、これに留意した制度設計が求められる。

（２） イシューアーについて

仮にクレジットカード番号等を単体で個人情報とする個人情報保護法令の改正が行われた場合、まず、割賦販売法においてクレジットカード番号等の適切管理措置が求められるイシューアーについて、当該措置を維持すべきか否かが問題となる。

もっとも、クレジットカード番号等の適切管理体制の不備は、包括信用

購入あつせん業者の登録拒否要件とされており（３３条の２第１項１０号）、改善命令（３３条の５）のみならず、登録取消しにも至り得るものである（３４条の２第２項１号）。

仮に個人情報保護法によってクレジットカード番号等が個人情報として扱われたとしても、割賦販売法上の登録を許すべきか否かの判断においてその適切な管理体制を考慮する必要性がなくなるものとは考えられない。また、割賦販売法における適切管理措置の内容としては、漏えい後の二次被害防止措置も含まれている²²ところ、この点についても、割賦販売法上の登録を許すか否かの判断において考慮する必要性がなくなるものとは考えられない。

以上に鑑みれば、割賦販売法上イシューアーに求められるクレジットカード番号等の適切管理措置及び登録拒否要件としての管理体制不備等の仕組みは、個人情報保護法令改正の如何に関わらず維持されるべきである。

（３） アクワイアラーについて

次に、割賦販売法上の立替払取次業者としてイシューアーと同様の適切管理措置を課されているアクワイアラーについても、当該措置を維持すべきか否かが問題となる。

もっとも、アクワイアラーについては上述のように今後登録制を導入すべきものと考えられるところ、アクワイアラーの性質に鑑みれば、その登録要件においても同様に番号等の適切管理体制を考慮する必要がある。

したがって、アクワイアラーについても、個人情報保護法令の改正の如何に関わらず、割賦販売法上、クレジットカード番号等の適切管理措置を維持するとともに、登録拒否要件としての管理体制不備等の仕組みを導入すべきである。

（４） PSP 及び加盟店等について

次に、PSP 及び加盟店等についても、その事業においてクレジットカード番号を保有し得る者である以上、クレジットカード番号等の適切管理措置を求めるべきか否かが問題となる。

- ① PSP のうち任意登録を受けた PSP については、割賦販売法に基づく登録を許すか否かを判断するにあたって、番号等の適切管理体制を考慮する必要があると考えられることから、イシューアー及びアクワイアラーと同様に、個人情報保護法令の改正の如何に関わらず、クレジットカード番号等の適切管理措置及び登録拒否要件としての管理体制不

²² 割賦販売法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号においては、イシューアーにおいてクレジットカード番号等の漏えい事故が発生した場合のみならず、加盟店等において漏えい事故が発生した場合にも、イシューアーが必要な二次被害防止措置を講じることを求めている。

備等の仕組みを導入すべきである。

- ②ア これに対し、無登録 PSP 及び加盟店等については、割賦販売法上の登録を受けないため、仮にクレジットカード番号等を単体で個人情報とする個人情報保護法令の改正が行われた場合に、それに加えて割賦販売法上特段の措置を講ずる必要性が低いものと考えられる。

したがって、かかる形で個人情報保護法令の改正が行われた場合には、無登録 PSP 及び加盟店等については割賦販売法上特段の措置は設けないこととするとともに、現行の割賦販売法においてクレジットカード等購入あつせん業者及び立替払取次業者に課されている、加盟店及び加盟店の委託先への指導義務を削除すべきである。

- イ 一方、クレジットカード番号等を単体で個人情報とする個人情報保護法令の改正が行われなかった場合には、近年の漏えい事案は加盟店等からの漏えい事案が多い反面、事業者ごとに番号保有の規模・状況等が異なり得ること、影響範囲が著しく広範となり得ること等を考慮し、割賦販売法において、加盟店、加盟店の委託先等を含むクレジットカード番号等を保有する全ての事業者（イシューア、アクワイアラー、登録 PSP を除く。）に対し、割賦販売法による安全管理に係る努力義務を措置すべきである。

また、これに伴い、クレジットカード等購入あつせん業者及び立替払取次業者に課された加盟店及び加盟店の委託先への指導義務を削除すべきである。

（５） 実務的な取組について

なお、個人情報保護法令の改正如何に関わらず、クレジットカード番号等管理に係る具体的・実効的な取組の方向性やその推進については、クレジット取引セキュリティ対策協議会における取組を更に継続すべきである。

2. クレジットカード不正使用対策について

不正使用対策として EMV や 3D セキュアの導入が十分でないことの背景に、他の手段により十分な対策が可能な場合があることや、導入に係る負担・販売機会逸失のおそれ等から導入に消極的な事業者の存在がある、との指摘もあり、効果的な不正使用対策には、各加盟店の属性等を踏まえ、多面的・重層的な対策が必要となると考えられる。

以上に加え、不正利用のリスクは加盟店が取り扱う商品、取引規模及び販売形態等に応じ大きく異なるという点や技術的進展が著しいことにも鑑みれば、クレジットカードの偽造対策や非対面取引における本人確認については、法令上の義務付け等の措置は見送り、まずはクレジット取引セキュリティ対策協議

会における具体的・実効的な取組を推進することが適切である。

その上で、かかる取組によっては対応できない事項が示された場合には、必要に応じ、制度的措置の要否について検討することが必要である。

第4款 その他の事項について

1. 提携ローン

個別信用購入あつせんにおける規制対象の見直しの要否については、銀行業界から割賦販売法の規定を遵守する負担が重く、いわゆる提携ローンの提供を困難にしているという指摘があった。

しかしながら、中小企業を含めた登録個別信用購入あつせん業者が、法の規定を遵守している中、現段階において、法の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性が示されているとはいえない。

そこで、制度的な措置は行わず、具体的な負担や取引実態の把握を継続しつつ、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきである。その上で、かかる実務的な取組では対応できない負担軽減の必要性が示され、かつ、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合等において、必要に応じ、制度的な措置の要否を再度検討するものとする。

2. 書面の電子化

書面の電子化に向けた技術的事項について、取引の電子化に対応しクレジットカード利用環境の拡大を推進する観点から、クレジット業界から将来的な課題の提示があった。

現段階では新たな措置を講ずる具体的な必要性が示されているとまではいえず、制度的な措置は行わないが、今後の取引実態、他法令における電子化の取扱いの見直し動向等を注視し、クレジットカード利用環境の拡大や消費者の利便性向上という観点から検討を継続することが適切である。

3. 特定商取引に関する法律と関係する事項

クレジットカード取引に係る相談・苦情の大半は加盟店に起因するものであるが、割賦販売法による措置は加盟店が国内に立地する場合に限られるため、海外を含む加盟店適正化や、取引に際しての消費者の注意の向上等については、別途の検討が必要となる。

このような点に対応するため、特定商取引に関する法律において、通信販売に係る必要な対応（例えば、アクワイアラー・PSPに関する情報を表示する等）を行うとともに、同法の規定等を端緒とし、悪質な販売事業者等に対する行政による効果的な法執行並びに業界による是正及び排除を推進することが期待される。

さらに、適用対象の見直し等、特定商取引に関する法律に係る検討状況を踏まえ、必要な場合には、割賦販売法においても見直しを行うよう、政府におい

て検討を継続すべきである。

4. 関係機関との連携等について

本報告書で提言する各制度が整備された場合、これを効果的、効率的に運用するため、特商法との執行面での連携の更なる強化や、独立行政法人国民生活センターにおいて収集している相談・苦情情報の有効活用等を推進すべきである。

また、消費者教育やクレジットカードの商品性の説明等の充実を通じ、オフアス取引を前提としたクレジットカード取引の構造やリスクについて、消費者の理解を得るための取組も必要である。

おわりに

本小委員会は、本報告書の提言に即して、政府において法的措置に向けた対応を推進することを強く要請する。

本報告書で提言する割賦販売法の改正等の制度整備は、クレジットカードが社会における取引インフラとして重要な機能を果たす中、オフアス取引の一般化や PSP の増加といった取引構造の変化、近年のクレジットカード番号漏えい事案に対応し、取引を利用する全ての消費者の利益に資するべく、クレジットカード取引に係る制度の抜本的な構造見直しを目指すものである。

具体的には、現行の割賦販売法上、主にイシューイング機能に着目して包括信用購入あつせんとして位置付けられているクレジットカード取引について、イシューイングとアクワイアリングの2つの機能に再整理するとともに、アクワイアリングについての登録制や加盟店調査の実施に係る規定等について新たに措置することを柱としたものである。

これらの措置は、クレジットカードを利用する全ての消費者の利益の向上とクレジットカード取引システムの健全な発展の更なる促進のため、消費者保護と経済合理性の均衡に配慮して構想したものである。

これらの措置を具体化するため、本小委員会は、政府に対し、この提言の趣旨を遵守した法技術的な検討、関係機関等と連携した制度の実効性向上及び適時適切な法の執行を行うことを求めるとともに、関係各者に対し、関係機関の連携強化や消費者教育の一層の充実といった制度措置にとどまらない広範な取組を望むものである。

以上

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

委員等名簿

(委員長)

山本 豊 京都大学大学院法学研究科教授

(委員)

池本 誠司 日本弁護士会連合会消費者問題対策委員会委員
 岩崎 薫里 日本総合研究所調査部上席主任研究員
 大谷 聖子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費者相談室副室長
 尾島 茂樹 名古屋大学大学院法学研究科教授
 小塚 莊一郎 学習院大学法学部教授
 沢田 登志子 一般社団法人E Cネットワーク理事
 鈴木 基代 独立行政法人国民生活センター相談情報部長
 二村 浩一 山下・柘・二村法律事務所弁護士
 藤原 静雄 中央大学法務研究科長教授
 丸山 絵美子 名古屋大学大学院法学研究科教授
 渡辺 達徳 東北大学大学院法学研究科教授

(専門委員)

與口 真三 一般社団法人日本クレジット協会理事・事務局長

(オブザーバー)

赤松 憲 日本百貨店協会カードビジネス委員会委員長（株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役常務執行役員）
 浅沼 清保 イオンクレジットサービス株式会社取締役兼常務執行役員営業本部長
 沖田 貴史 ベリトランス株式会社代表取締役執行役員 CEO
 島貫 和久 三菱UFJニコス株式会社常務執行役員営業本部 E Cビジネスユニット長
 杉本 直栄 株式会社ジャックス相談役
 万場 徹 公益社団法人日本通信販売協会常務理事
 山田 正人 消費者庁取引対策課長

(五十音順)

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会

審議経過

第1回 平成26年9月26日

議題：クレジット取引を取り巻く環境の変化及び本小委員会での検討事項（案）について

第2回 平成26年10月7日

議題：クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）①

第3回 平成26年10月30日

議題：クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）②

第4回 平成26年11月13日

議題：クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）③

第5回 平成26年11月27日

議題：（１）クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）④
（２）セキュリティ対策の強化について

第6回 平成26年12月11日

議題：クレジット取引の環境変化に応じた事項（討議）⑤

第7回 平成26年12月16日

議題：中間的な論点整理（案）について

平成26年12月25日

「中間的な論点整理」とりまとめ

第8回 平成27年2月17日

議題：（１）「中間的な論点整理」に関するパブリックコメントの結果及び今後の検討について
（２）加盟店調査の実施主体等について

第9回 平成27年3月16日

- 議題：（１）個別信用購入あつせんにおける規制対象の見直しの要否について
（２）取引の電子化に対応するための技術的事項について
（３）「セキュリティ対策の方向性について」に係る状況について

第10回 平成27年3月27日

- 議題：（１）加盟店調査のあり方等について
（２）セキュリティ対策のあり方について

第11回 平成27年4月30日

- 議題：イシューアにおける相談・苦情対応の実態等を踏まえた措置のあり方について

第12回 平成27年5月28日

- 議題：（１）特定商取引に関する法律の検討状況及び割賦販売法における対応について
（２）これまでの検討をふまえた措置の方向性について

第13回 平成27年6月25日

- 議題：報告書（案）について

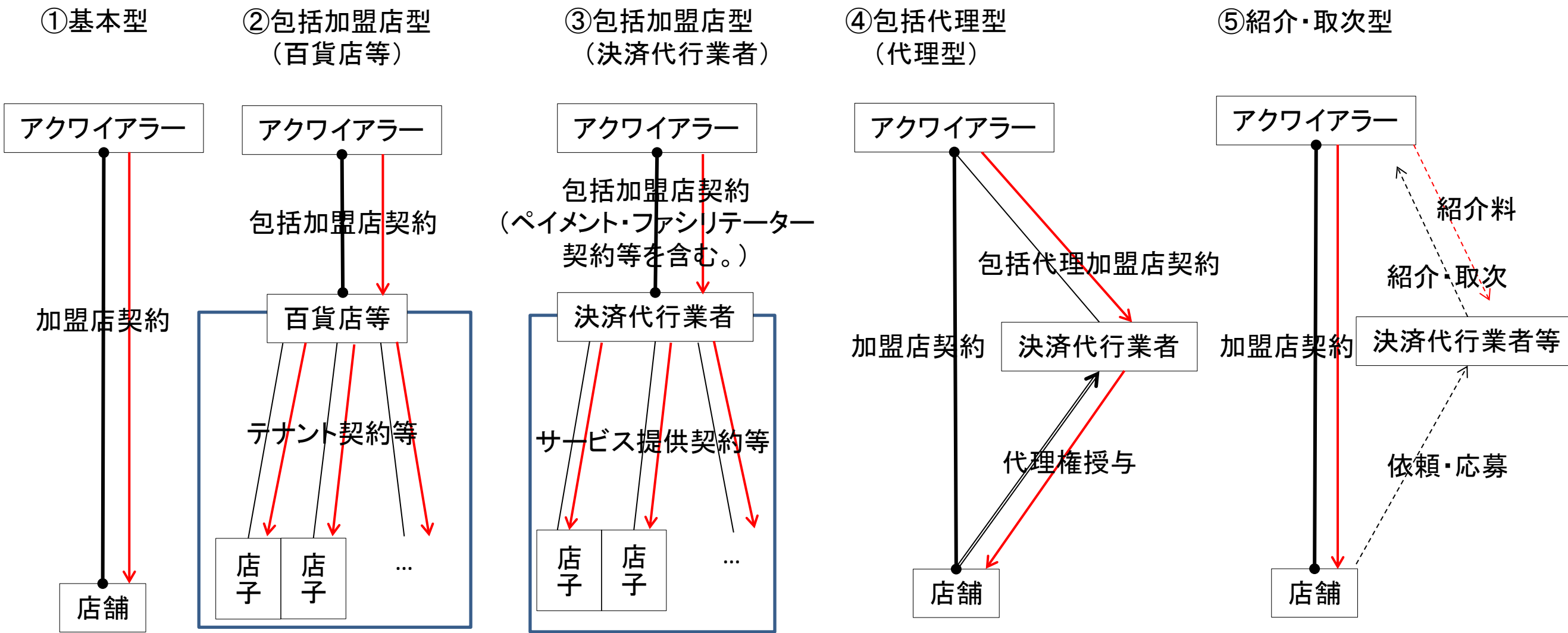
別紙 1. 加盟店契約に関与する主体間の関係

別紙 2. 海外経由の取引を扱う決済代行業者の取引実態について

別紙 3. 措置案のイメージ

別紙 4. 諸外国法制一覧（アクワイアリングサイド及び国際ブランドに係る規制について）

別紙 5. 諸外国法制一覧（抗弁接続又はそれに類似する制度の有無について）



1. 加盟店契約の目的は、(1)各店舗において顧客のカード利用を受け入れることを可能とし(アクワイアラーからの一種のライセンス付与+端末等の物理的環境整備)、(2)顧客が購入に際してカード利用を行った場合の立替金(債権譲渡構成における譲渡代金を含む。以下同じ。)を各店舗がアクワイアラーから受領し、(3)立替金の一部を加盟店手数料等としてアクワイアラーが受領することにあると考えられる(①類型)。
- ②類型・③類型においては、百貨店等や決済代行業者が「加盟店」と認識されている。
- ④類型においては、店舗の代理人たる決済代行業者がアクワイアラーと包括代理加盟店契約を締結することにより、アクワイアラーと店舗の間に加盟店契約が成立するものの、決済代行業者は立替金の代理受領権を授与されていることが通常である。
- なお、EC店舗において③類型・④類型・⑤類型のスキームがとられる場合、決済代行業者がEC店舗に対しシステム提供等の業務代行サービスを提供し、EC店舗からシステム利用料等を徴収することも多い。
2. なお、我が国では、1つの店舗が複数のアクワイアラーとそれぞれ加盟店契約を有することも多い(マルチアクワイアリング)。この場合、複数のアクワイアラーのうち1社が「メインアクワイアラー」となることがあり、「精算代行契約」とも呼ばれている。
3. 出典：H25年度消費者庁委託調査「クレジットカードに係る決済代行業者登録制度に関する実証調査 報告書」、H24年度経産省委託調査「クレジット産業の健全な発展及び安全利用等に向けた調査研究」等各報告書及び業界関係者ヒアリング結果を基に事務局作成。

海外経由の取引を扱う決済代行業者の取引実態について

海外アクワイアラーと契約し加盟店にカード利用環境を提供している決済代行業者について実態調査を行ったところ、概況は以下のとおり。

1. アクワイアリングに関する業務の概況

1. 1. 取引のある海外アクワイアラー

海外アクワイアラーのみと契約している事業者、海外アクワイアラーとの取引を中心に、大手事業者を含む国内アクワイアラー経由の取引も扱っている事業者いずれも存在。海外アクワイアラーの所在国は、北東アジア、東南アジア、北中南米、欧州、アフリカ等幅広く分布。

1. 2. 契約形態

・海外アクワイアラー経由の取引

いわゆる包括加盟店型契約¹を中心に展開しているが、取扱額の大きい加盟店については、包括代理型²でアクワイアラーと契約関係を有する事例もある。

包括加盟店型についてアクワイアラーは、取引規模の大きい加盟店や、返金多発等の問題加盟店を除き、個別の加盟店情報を共有していない。

なお、海外アクワイアラー経由の取引については、支払回数を指定する商慣行がないため、原則一括払いの取引を提供している。

加盟店の売上げをどの海外アクワイアラー経由で処理するかは取引規模、手数料水準や返金率の状況に応じて、決済代行業者の裁量で判断しているという事例もあった。

・国内アクワイアラー経由の取引

包括代理型でアクワイアラーと加盟店が直接契約する。

国内外、包括加盟店型・代理型、いずれの契約形態にしても、加盟店への立替金の交付は決済代行業者経由であり、利用額に対して一定割合の手数料等を徴収する。

また、国内・海外いずれの取扱いもある事業者にあっては、国内アクワイアラーが契約しない先を海外経由とする一方、海外経由の取引で取引実績のある加盟店を国内アクワイアラーと契約させる事例もある。

¹ 第4回小委員会資料4 類型③

² 第4回小委員会資料4 類型④

1. 3. 加盟店の傾向

殆どがECだが、対面の加盟店契約も存在。ECについては、物販（コスメ、サブリその他幅広い）、デジタルコンテンツ、メール交換サイト（いわゆる出会い系を含む）、アダルト等が多い。対面については、飲食、物販、エステ、美容医療等。

1. 4. セキュリティ対策

決済代行業者自身は概ねPCI-DSS準拠である。EC加盟店については、決済代行業者のシステム上で支払処理するため、加盟店は原則としてカード番号を保持しない（セキュリティに配慮したサービス提供）。ここでいう非保持には、加盟店のサイトに一切番号情報を入力しないいわゆるリンク型と加盟店のサイトに番号情報が入力されるモジュール型の両者があるが、大半がリンク型である。

2. 加盟店の調査状況

2. 1. 契約時調査

おおむね、以下の事項が審査されていた。

- ・本人確認等（登記、口座（通帳のコピー等）、免許証等）
- ・店舗情報（取扱い商材、ECサイトの特商法上の表示義務履行状況等）

国内アクワイアラーとの取引については、この審査とは別に各アクワイアラーが独自に加盟店を審査する。

他方、海外アクワイアラーとの取引については、業種等、事前に決済代行業者の裁量で契約できる範囲が定められており、契約時にアクワイアラーが個別の確認等はしていないケースが多い。一般に、海外アクワイアラーの審査は緩やかという見方もあるが、支払い期間が長期にわたる取引、取扱商品等の知的財産権利関係については、むしろ海外アクワイアラーの方が厳格という指摘もあった。

なお、犯罪利用のおそれがある業態等について慎重な審査をしている傾向が広く見られた一方、いわゆる出会い系サイト等、国内アクワイアラーが契約しない傾向にある先については、加盟店とすることに慎重な者が見られた反面、悪質性（出会い系サイトに芸能人を騙る利用者が発生している等）が明らかなものはともかく、一概に排除はしないとする者もあった。

2. 2. 途上審査

概ね、以下3つの観点からモニタリングが実施されている。

- ・売上：月次等、定期的に各加盟店の売上げを集計、急激な増加等の不審な兆

候がある先を個別調査。

- ・ 返金：売上げの取消しが多い、チャージバックが多い等、返金の増加が一定の閾値に達した先を個別調査。

- ・ 苦情：苦情の発生状況が取引の規模に比して特に多い先を個別調査。

また、定期的に、加盟店のサイトパトロールをしている者もあった。

3. 苦情対応等

3. 1. 苦情処理体制

決済代行業者が、自社で消費者窓口を設置、カード支払い完了を通知するメールや明細での自社名・連絡先表示、各消費生活センターへの周知等により、加盟店に係る苦情を幅広く処理している例もある。

苦情処理の流れは、利用者の申出内容及び他の苦情の発生状況から、加盟店の取引に係る問題の有無を調査、問題がある場合には返金を含めた対応をとる。

3. 2. チャージバック等との関係

問題と判断した場合には返金する事業者にあつては、チャージバックを受けることは少ない。一般にチャージバック頻度が高い加盟店はアクワイアラーから是正・排除を求められることがあるが、そもそもチャージバックを受けることが少ないため、このような要請も少ない。また、返金により解決しているため、アクワイアラーへの報告もしていないことが多い。

問題なしと判断した場合も、アクワイアラーに苦情発生について報告はしない。

以上

措置案のイメージ

別紙3

※) 登録PSPが介在する取引については、アクワイアーではなく登録PSPが加盟店調査等を実施する。

凡例

登録等主体
(措置済み)

登録等主体
(新たに措置)

任意登録
(新たに措置)

国際ブランド会社

アクワイアー

アクワイアー※)

アクワイアー

イシューアー

イシューアー

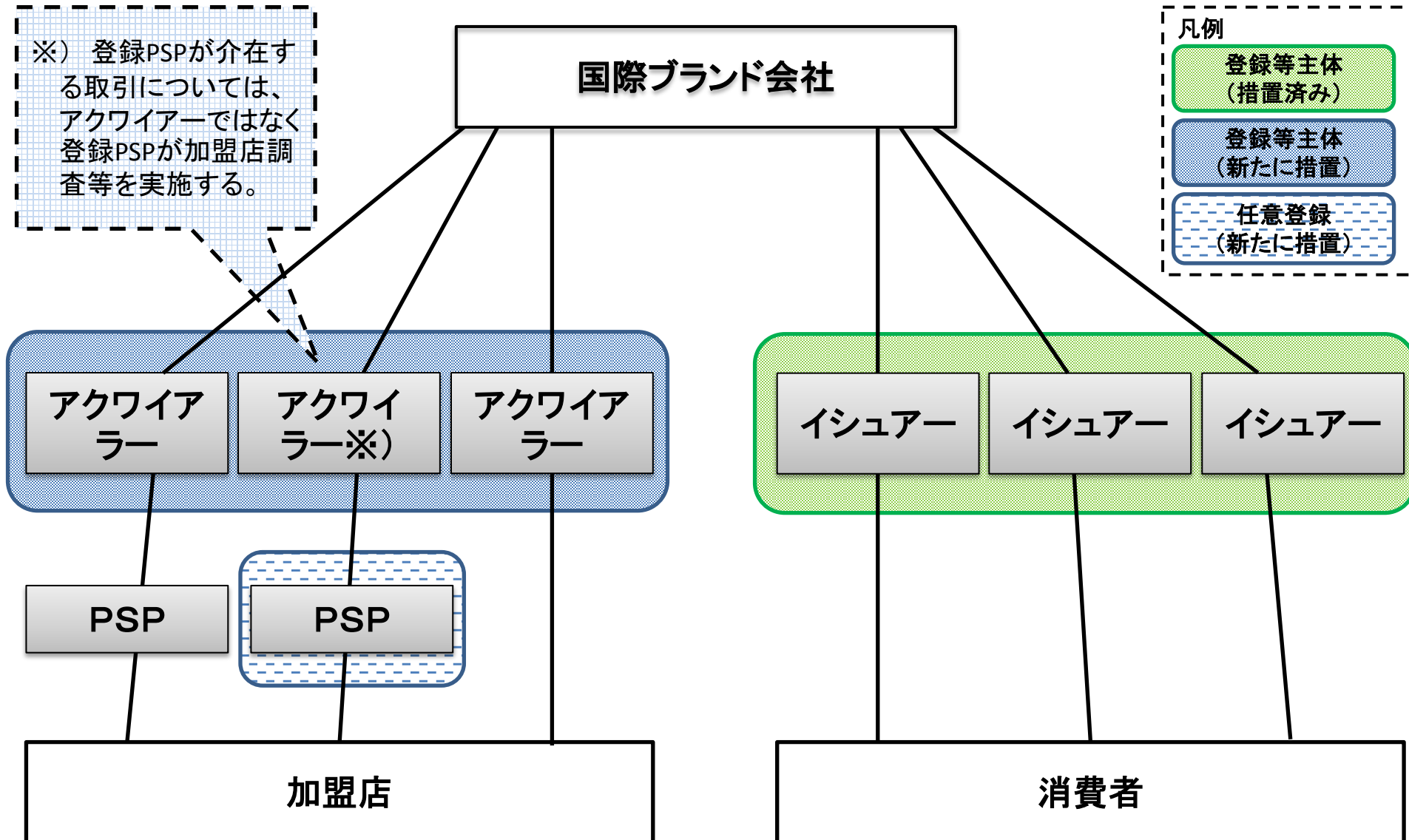
イシューアー

PSP

PSP

加盟店

消費者



諸外国法制一覧(アクワイアリングサイド及び国際ブランドに係る規制について)
(なお、情報保護に係る規制については本表の対象外である。)

		EU	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
アクワイアラー	銀行がアクワイアリングを行う場合	規制あり 銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、資本要件指令(※1)の中で、銀行の認可制や監督について定められている(調査報告書72頁)。	規制あり 銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、通貨金融法典(※7)の中で、認可制や監督について定められている(調査報告書99頁)。	規制あり 銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、信用制度法(※9、以下「KWG」という。)の中で、認可制や監督について定められている(調査報告書91頁)。	規制あり 銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、2000年金融サービス市場法(※11)の中で、認可制や監督について定められている(調査報告書82頁)。	規制あり 銀行規制の枠組みの中で規制を受ける。 具体的には、連邦又は州の銀行法の中で、免許制や監督について定められており、自らアクワイアリングを行うアクワイアリング銀行のみならず、ノンバンクがアクワイアリングを行う際の提携銀行(下欄参照)についても規制が及ぶ。 もともと、詳細な内容が法令で定められているわけではなく、金融監督機関のガイダンスや監督マニュアル(連邦金融機関検査協議会(FFIEC)「IT検査ハンドブック・小口決済システム」、通貨監督庁(OCC)ハンドブック「加盟店業務(Merchant Processing)」等)が事実上の規範と捉えられている。 (1)アクワイアリング銀行には、自行が行なう加盟店業務及び業務委託先に対する統制の適切性が要求されており、検査において適切性が考慮される事項のうち、悪質加盟店排除に関連するものとして、①新規加盟店の承認プロセス、契約解除手続き、及び加盟店口座の引受ガイドライン(インターネットや電話によるビジネスに対しては、特に注意を払っていることが求められる。)、②インターネットビジネスに関してサイトのコンテンツの正当性を確認するためのテスト、③不正行為の可能性を特定するための、業界標準に沿った経営報告不正利用や資金洗浄を疑う指標(手入力された取引の件数が多い、端数のない取引の件数が多い、端数のない売上額の多発、売上単価の不自然な変動等が挙げられる。)、④不正利用探知のためのアプリケーションの利用、等が挙げられる。 (2)また、アクワイアリング銀行は、国際ブランドのメンバーではない第三者機関(third-party organization)を通じた取引において生じるリスクを適切にコントロールすることが要求されており、①新規に契約する加盟店に対する適切な審査の実施、②第三者機関の国際ブランドへの登録、③各契約当事者(アクワイアラ、第三者機関、加盟店)の関係、役割、責任について明記した加盟店契約の締結、④加盟店に対する適切な監視の実施やリスク軽減措置(準備金の預入など)の導入、等が求められている。 (以上につき、調査報告書57頁～68頁)。
	ノンバンクがアクワイアリングを行う場合	規制あり 支払サービス指令(Payment Service Directive、以下「PSD」という。※2)において規制が定められており、各EU加盟国は国内法によりこれを実現しなくてはならない。 (1)具体的には、信用機関(credit institution、銀行等を指す。)等以外の者で支払サービスを提供する事業者(payment service provider)は、支払機関(payment institution)としての認可の取得を求められる。認可に際しては、認可国の国内に本社及び登録事業所を有すること等が求められる。クレジットカードのアクワイアリングは、「支払手段のアクワイアリング」として支払サービスに該当するため、認可制が適用される。 なお、小規模事業者について認可を免除することも許容される。 (2)支払機関には、健全性確保のため、当初資本12.5万€、資金保全措置、兼業規制等が適用されるが、悪質加盟店排除のための義務は課されていない。 (3)各加盟国の指定する監督機関は、認可審査を行うとともに、報告徴収、立入検査、行政処分等の権限を有する。 (4)なお、支払機関が決済代行業者等を利用する場合、当該決済代行業者等は支払機関の代理人(agent)又は外部委託(outsource)に該当する可能性がある。代理人に該当する場合、支払機関は当該決済代行業者等を代理人として監督機関に登録しなければならない。また、外部委託に該当する場合、支払機関は監督機関に外部委託についての通知を行わなければならない。なお、代理店や業務委託先の行為については、支払機関に完全な責任を負わせることが求められる。(以上につき、調査報告書72頁～79頁)。	規制あり PSDを国内法化するため、2009年以降、通貨金融法典が順次改正され、PSDに準じた規制が導入された。 (1)具体的には、信用機関等以外の者で支払サービスを提供する事業者は、支払機関としての認可の取得を求められる。認可に際しては、国内に本社及び登録事業所を有すること等が求められる。クレジットカードのアクワイアリングは、「支払手段のアクワイアリング」として支払サービスに該当するため、認可制が適用される。 なお、フランスでは小規模事業者についての認可の適用除外は認めていない。 (2)支払機関には、健全性確保のため、当初資本12.5万€、資金保全措置、兼業規制等が適用されるが、悪質加盟店排除のための義務は課されていない。 (3)ブルーデンス監督・破綻処理庁(Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution、以下「ACPR」という。)は、認可審査を行うとともに、報告徴収、立入検査、行政処分等の権限を有する。 (4)なお、支払機関が決済代行業者等を利用する場合、支払機関の代理人又は外部委託に該当する可能性がある。代理人に該当する場合は支払機関が当該決済代行業者等を代理人としてACPRIに登録しなければならない。また、外部委託に該当する場合、支払機関はACPRIに外部委託についての通知を行わなければならない。なお、代理店や業務委託先の行為については、支払機関が完全な責任を負う(以上につき、調査報告書99頁～105頁)。	規制あり ノンバンクによるクレジットカード業務に関しては、2002年に信用制度法が改正され、クレジットカード業務のみを行う事業者も「金融機関」として規制を受けることとなったが、アクワイアリング業務の銀行システムへの影響は小さいと考えられていたために、規制対象となるクレジットカード業務としてはカード発行業務(イシューイング)のみが想定されていた。 しかし、2009年には、PSDを国内法化するため、支払監督法(※10、以下「ZAG」という)が制定され、クレジットカード業務を行う事業者に対する規制の根拠法は、KWGからZAGに移行した。この際に、PSDに準じて、規制対象となるクレジットカード業務にアクワイアリングが追加された。 (1)具体的な措置としては、信用機関等以外の者で支払サービスを提供する事業者は、支払機関としての免許の取得を求められる。免許に際しては、国内に本社を有すること等が求められる。クレジットカードのアクワイアリングは、「支払認証手段により開始される支払取引の受入と清算」として支払認証業務に該当し、支払サービスに該当するため、免許制が適用される。 なお、ドイツでは小規模事業者についての免許の適用除外は認めていない。 (2)支払機関には、健全性確保のため、当初資本12.5万€、資金保全措置、兼業規制等が適用されるが、悪質加盟店排除のための義務は課されていない。 (3)連邦金融監督庁(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。)は、免許審査を行うとともに、報告徴収、立入検査、行政処分等の権限を有する。なお、無免許での支払サービス提供が疑われる場合、BaFinは、裁判所命令を得た上で事業所に立ち入っての捜査を行うことができる。 (4)なお、支払機関が決済代行業者等を利用する場合、支払機関の代理人又は外部委託に該当する可能性がある。代理人に該当する場合は支払機関が当該決済代行業者等を代理人としてBaFinに登録しなければならない。また、外部委託に該当する場合、支払機関はBaFinに外部委託についての通知を行わなければならない。なお、支払機関は代理人の法令遵守を保証しなければならない。また、外部委託先の法令遵守についても責任を負う(以上につき、調査報告書91頁～98頁)。	規制あり PSDを国内法化するため、2009年支払サービス規則(※12、以下「PSR」という。)が制定され、PSDに準じた規制が導入された。 (1)具体的には、信用機関等以外の者で支払サービスを提供する事業者は、支払機関としての認可の取得を求められる。認可に際しては、国内に本社及び登録事業所を有すること等が求められる。クレジットカードのアクワイアリングは、「支払取引のアクワイアリング」として支払サービスに該当するため、認可制が適用される。 なお、イギリスでは小規模事業者について、認可基準に満たない場合でも、小規模支払機関(small payment institution)としての登録を受けることで、支払サービスの提供を行うことができることとされている。 (2)支払機関には、健全性確保のため、当初資本12.5万€、資金保全措置、兼業規制等が適用されるが、悪質加盟店排除のための義務は課されていない。 (3)金融行為規制機構(Financial Conduct Authority、以下「FCA」という。)は、認可審査を行うとともに、報告徴収、立入検査、行政処分等の権限を有する。 (4)なお、支払機関が決済代行業者等を利用する場合、支払機関の代理人又は外部委託に該当する可能性がある。代理人に該当する場合は支払機関が当該決済代行業者等を代理人としてFCAに登録しなければならない。また、外部委託に該当する場合、支払機関はFCAに外部委託についての通知を行わなければならない。なお、代理店や業務委託先の行為又は不作為については、支払機関がそれを明示的に許可した場合と同等の責任を負わなければならない(以上につき、調査報告書82頁～90頁)。	規制なし (1)ノンバンクのアクワイアラーが業務を行うにあたって、行政による許可等は不要であるが、米国の主要カードネットワークの運用規則において、ノンバンクのアクワイアラーがネットワークに参加する際には、他のメンバー銀行(提携銀行(sponsoring bank)と提携することが要求されており、提携銀行を通じての間接的コントロールが想定されている。 (2)なお、ノンバンクのアクワイアラーの不正行為については、FTCにより報告徴収や措置命令が行われる可能性がある(以上につき、調査報告書57頁)。

	EU	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
決済代行業者等	規制なし (1)但し、決済代行業者等が支払機関の代理人又は外部委託先に該当する場合に支払機関に求められる事項について、上欄参照。 (2)また、PSDIは、見直し条項に基づいて改正検討がなされているが、改正案(※3)においては、イシューやアクワイアラー以外にクレジットカード取引に関与する第三者の一部を「支払開始サービス(payment initiation service)」提供事業者として、規制対象に加えることが検討されている(以上につき、調査報告書80頁・81頁)。	規制なし (1)但し、決済代行業者等が支払機関の代理人又は外部委託先に該当する場合に支払機関に求められる事項について、上欄参照。 (2)また、EUにおける「支払開始サービス提供事業者」規制の検討につき、EUの欄参照。	規制なし (1)但し、BaFinは、個々の事業者の業務内容を精査した上で、ZAGに基づく監督対象に該当するか否かの判断を行っており、ビジネスモデルや業務実態によっては、国際ブランドのメンバーではない決済代行業者等であってもアクワイアラーであるとみなされ、支払機関としての規制を受けることがあり得る。 なお、決済代行業者等が支払機関にはあたらないと判断された場合であっても、決済代行業者等が支払機関の代理人又は外部委託先に該当する場合に支払機関に求められる事項について、上欄参照。 (2)また、EUにおける「支払開始サービス提供事業者」規制の検討につき、EUの欄参照。	規制なし (1)但し、決済代行業者等が支払機関の代理人又は外部委託先に該当する場合に支払機関に求められる事項について、上欄参照。 (2)また、EUにおける「支払開始サービス提供事業者」規制の検討につき、EUの欄参照。	規制なし 但し、決済代行業者等が業務委託先や第三者機関として活動する場合のアクワイアリング銀行を通じた間接的規制について、銀行がアクワイアリングを行う場合の欄参照。
加盟店	規制なし (1)PSDでは、加盟店は支払の「受取人」(payee)、すなわち支払サービスの利用者として位置づけられており、義務は設けられていない。 (2)なお、加盟店の不正行為については、原契約に適用される一般的な消費者保護法制(消費者の権利に関する指令(※4)、不正商慣行指令(※5)等)の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書81頁)。	規制なし (1)通貨金融法典では、加盟店は支払の「受取人」、すなわち支払サービスの利用者として位置づけられており、義務は設けられていない。 (2)なお、加盟店の不正行為については、原契約に適用される一般的な消費法典(※8)の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書105頁)。	規制なし (1)ZAGでは、加盟店は支払の「受取人」、すなわち支払サービスの利用者として位置づけられており、義務は設けられていない。 (2)なお、加盟店の不正行為については、原契約に適用される民法(BGB)の規定に基づく一般的な消費者保護措置の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書98頁)。	規制なし (1)PSRでは、加盟店は支払の「受取人」、すなわち支払サービスの利用者として位置づけられており、義務は設けられていない。 (2)なお、加盟店の不正行為については、原契約に適用される一般的な消費者保護法制(2008年不正取引からの消費者保護規則(※13)、1979年動産販売法(※14)、1982年動産・役務供給法(※15)等)の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書90頁)。	規制なし (1)但し、加盟店審査等がアクワイアリング銀行に対する検査項目となっていることについて、銀行がアクワイアリングを行う場合の欄参照。 (2)加盟店の不正行為については、一般的な消費者保護制度の枠内において取り扱われる(以上につき、調査報告書57頁～71頁)。
国際ブランド	規制なし 但し、EUでは現在、インターチェンジ手数料(カード取引の際にアクワイアラからイシューに支払われる「取引あたりの手数料」)に対する規制の導入に向けた作業が勧められており、2013年7月には、「カードに基づく支払取引のためのインターチェンジ手数料に対する欧州議会及び理事会規則に向けた提案(以下「規則案」という。※6)」が公表されている。 (1)規則案では、国際ブランドが設定するクレジットカードのインターチェンジ手数料の上限を、支払額の0.3%(デビットカードでは0.2%)に制限することが検討されている。 (2)また、規則案では「支払カードスキーム」(payment card scheme)に対する規制の導入が提案されており、同規則が施行されれば、国際ブランドも規制対象に入ってくることが見込まれている。支払カードスキームとは、「欧州連合にわたっての、又は加盟国内での支払取引を実行するための一連の規則、慣行、標準及び／又は実施上のガイドラインであり、その運用をサポートするためのインフラストラクチャや支払システムとは別個のもの」と定義されており、国際ブランドのブランドルール等がこれに該当するものと考えられる。 (3)規則案では、当該規則を施行するにあたって各加盟国は所管監督機関を指名し、必要な監督権限を与えなければならないと規定している(以上につき、調査報告書110頁～112頁)。	未調査 但し、EUにおけるインターチェンジ手数料規制及び支払カードスキーム規制の検討について、EUの欄参照。	未調査 但し、EUにおけるインターチェンジ手数料規制及び支払カードスキーム規制の検討について、EUの欄参照。	規制あり 但し、以下のような規制が検討されている。 (1)イギリスでは「2013年銀行改革法(Financial Services (Banking Reform) Act 2013)」(以下、「銀行改革法」という)が成立し、2014年4月には、新たな監督機関として決済システム規制機関(Payment Systems Regulator、以下「PSR」という。)が設立されている。 (2)銀行改革法に基づく規制の対象となる決済システムは、財務省(HM Treasury)が個別に指定することとされており、財務省は指定に向けた準備作業を進めてきた。 2014年10月～11月には、当初の規制対象として8つの決済ネットワークを指定する件に関してのコンサルテーションが実施され、VisaやmasterCardを規制対象に含めることが提案された。 規制対象となるのは、財務省が「指定する決済システム(payment system)である。決済システムとは、「1以上の者により、資金の移動を可能にすることを目的とする業務において運営されるシステム」を指し、「他の決済システムを用いた資金の移動を容易にするために設計されたシステム」を含むものとされている。財務省は命令(order)により、規制対象とする決済システムを個別に指定する。規制対象として指定されるのは、システム設計上の欠陥、あるいは運用の中断によって、当該システムの利用者に重大な結果が生じる可能性が高いと財務省が判断した決済システムである。 (3)銀行改革法によって導入された決済システム規制は、決済システム及び決済サービスの市場において有効な競争を促進すること、決済システムの発展及び革新を促進すること、決済システムの運用や発展が利用者の利益にかなう形で進むこと、という3点を目的としている(以上につき、調査報告書113頁～116頁)。 (4)2015年3月、財務省は、VisaやMasterCard等の8つの決済システムの指定を決定した(※16。なお、American ExpressやDiners Clubについては指定が見送られている。))。 (5)また、EUにおけるインターチェンジ手数料規制及び支払カードスキーム規制の検討について、EUの欄参照。	規制あり(部分的に) (1)国際ブランドは、メンバー銀行に対して決済サービスを提供しているため、銀行に対する技術サービス供給者(technology service provider、TSP)として連邦金融監督機関による検査の対象となっている。また、不法インターネット賭博執行法(※17)に基づくインターネットでの支払取引についての規制、「クレジットカードシステムの運用者(an operator of a credit card system)」としての銀行秘密法(※18)に基づく反資金洗浄規制、対外資本取引規制等が適用される。 (2)なお、2010年7月に成立した包括的な金融規制改革法である「ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法」(※19。以下「ドッド・フランク法」という。))により、金融商品・サービスの提供に係る消費者保護の観点から、あるいは決済システムの安定性確保の観点から、連邦政府による国際ブランドの規制を可能にする枠組みが導入された。 ①具体的には、新たに設立された消費者金融保護局(Consumer Financial Protection Bureau、以下「CFPB」という。))による規制については、その規制対象についてCFPBが指定することになっており、仮にクレジットカードが指定されると、国際ブランドがCFPBの規制・監督を受ける可能性があるが、2015年2月現在、そのような指定はなされていない。 ②また、金融安定監督評議会(Financial Stability Oversight Council、以下「FSOC」という。))が「システミックな重要性を持つ金融市場ユーティリティ」として指定した者は、いずれかの連邦金融監督機関による監督を受けることとされており、金融機関間の決済ネットワークの管理運用を行う国際ブランドは、この指定を受ける可能性があるが、2015年2月現在、そのような指定はなされていない(以上につき、調査報告書106頁～109頁)。

出典：「経済産業省委託調査／「平成26年度商取引適正化・製品安全に係る事業(クレジット産業の健全な発展及び安全利用等)に向けた調査研究」《最終報告書》」(平成27年2月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))」(本表において「調査報告書」という。)を基に事務局作成。

法令等：

EU：※1 DIRECTIVE 2013/36/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 26 June 2013 on access to the activity of credit institutions and the prudential supervision of credit institutions and investment firms, amending Directive 2002/87/EC and repealing Directive 2006/48/EC abd 2006/49/EC

※2 DIRECTIVE 2007/64/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 13 November 2007 on payment services in the internal market amending Directives 97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC and 2006/48/EC and repealing Directive 97/5/EC

※3 European Commission, “Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on Payment Service in the Internal Market and Amending Directives 2002/65/EC, 2013/36/EU and 2009/110/EC and repealing Directive 2007/64/EC” (24 July 2013).

※4 Directive on Consumer Rights, 2011/83/EC

※5 Directive on Unfair Business-to-Consumer Commercial Practices, 2005/29/EC

※6 European Commission, “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on Interchange Fees for Card-Based Payment Transactions” 2013/0265 (COD) (24. 7. 2013).

仏：※7 Code Monétaire et Financier

※8 Code de la consommation

独：※9 Kreditwesengesetz

※10 Zahlungsdienste- aufsichtsgesetz

英：※11 Financial Services and Markets Act 2000

※12 Payment Services Regulations 2009

※13 Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008

※14 Sale of Goods Act 1979

※15 Supply of Goods and Services Act 1982

※16 Designation of payment systems：response to the consultation (HM Treasury, March 2015)

米：※17 Unlawful Internet Gambling Enforcement Act

※18 Bank Secrecy Act

※19 Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act

諸外国法制一覽（抗弁接続又はそれに類似する制度の有無について）

	EU	フランス	ドイツ	イギリス	アメリカ
分割・リボについて	適用なし 2008年に、1987年消費者信用指令の廃止を伴う新指令が成立(DIRECTIVE 2008/48/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 23 April 2008 on credit agreements for consumers and repealing Council Directive 87/102/EEC)。 2008年指令15条-2.においては、結合された信用契約(‘ linked credit agreements ’) において商品・役務が不達等の場合に、「消費者が商品・役務提供者に対して法的救済を求める権利を消費者に認めている。 結合された信用契約は、商品供給者等自身が消費者のために信用を供与する場合、あるいは、第三者により信用供与されるときは、信用供与者が信用契約の締結又は準備に関連して供給者等の協力を利用する場合、もしくは特定の商品等が信用契約中で明白に特定されている場合に、存在するとみなされる(2008年指令3条n) ii))。 もっとも、クレジットカード取引に係る契約は、分割・リボであれ、マンスリーであれ、結合された信用契約には該当しないと考えられる。 (以上につき同旨、調査報告書120頁～121頁)	与信取引が「紐付き与信(credit lié ou credit affect é)」ないし「関連貸付」(消費法典L311-1条9°)に該当する場合、クーリング・オフ運動(同L311-38)等、借主は抗弁接続以上の手厚い消費者保護を受ける。 しかし、リボルビング・ローンは紐付き与信に該当しないとされているため、「与信カード」(carte de crédit、我が国のリボルビング方式のクレジットカードに相当。)取引において消費法典上の消費者保護は適用されない(抗弁の切断)。 (※1) (以上につき同旨、調査報告書128頁～129頁)	信用供与者・顧客間の金銭消費貸借契約と売主・顧客間の売買契約とは、法的に分離・独立したものと考えられている(分離理論(Trennungstheorie))が、両者が経済的一体性を持つと評価できる場合には、「結合された契約(VerbundeneVerträge)」(BGB358条)として、抗弁接続ないし抗弁の貫徹(Einwendungsdurchgriff、BGB359条)が認められる(※2)。 もっとも、クレジットカード取引は、そもそも民法358条に言う「結合された契約」に該当しないため、分割・リボであれ、マンスリーであれ、抗弁接続ないし抗弁の貫徹の規定は原則として適用されない(例外は特定の販売店ないしグループのみで利用できるハウスカードの場合)。 (以上につき同旨、調査報告書125頁～127頁)	1974年消費者信用法(Consumer Credit Act、CAA)75条は、「債務者－債権者－供給者契約(debter-creditor-supplier agreementd、以下d-c-s契約という)」について、供給者による契約違反の場合の債権者と供給者の連帯責任(以下「提携貸手責任」という。)を定めている。 クレジットカード取引は、イギリスにおいては、利用者が支払回数等を販売契約時に選択することがないため、自動的に全ての取引がリボルビング取引となる(英国財務省(HM Treasury)担当者)。結果的に全額を1回で返済する場合もあるが、それは法の適用関係に影響を与えるものではない。 このようなクレジットカード取引は、d-c-s契約のうち、「債権者と供給者との間に事前に存在する取り決めに基づき、与信により債務者と供給者との取引に資金が供給されることを知った上で、債権者が行う用途を限定しない消費者信用契約」に該当する。 したがって、同条が適用され、債務者は、供給者に対する債務不履行等に基づく請求権を、債権者に対しても有することとなる(75条1項)。 但し、供給者が100£以下又は30,000£を超える現金価格をつけた1つの商品に関する請求権等については、75条1項は適用されない(同条3項)。 (以上につき同旨、調査報告書122頁～123頁)	貸付真実法(Truth in Lending Act)170条及び貸付真実規則226.12条(c)において、カード発行者(card issuer)に対する消費者の抗弁又は請求権の主張を認める規定(以下「抗弁接続規定」という。)が定められている。 本規定によると、カード保有者は以下の1)～3)の条件をすべて満たしている場合であって、クレジットカードで購入した商品やサービスに関する紛争を販売者との間で解決できないときは、クレジットカード発行者に対し、紛争の対象となっている取引に関する請求や抗弁を主張することができる。 1) カード保有者がまず加盟店に連絡し、紛争を解決するための誠実な取組みを行なっていること。 2) 取引金額が50ドルを超えていること。 3) 紛争の生じている取引が、カード保有者の住所と同じ州内、又は100マイル以内の場所で行なわれていること。 (以上につき、調査報告書117頁～119頁)
マンスリークリア等の短期支払手段又は無償支払手段について	適用なし 適用除外の1つとして、2008年指令2条-2.-(f)は、「credit agreements where the credit is granted free of interest and without any other charges and credit agreements under the terms of which the credit has to be repaid within three months and only insignificant charges are payable.」を定めている。 上欄のように、クレジットカード取引に係る契約は、分割・リボであれ、マンスリーであれ、結合された信用契約には該当しないと考えられる。 (以上につき同旨、調査報告書120頁～121頁)	適用なし 「支払カード」(carte de paiement、我が国におけるデビットカード又はマンスリークリア方式のクレジットカードに相当。))に係る取引については、形式上は消費法典の適用対象となり得るが、同法典においては、「引き落としの猶予が40日を超えず利息を生じないカード取引」が明文で適用除外とされている(同L311-3条10°)。 なお、支払カードについては、通貨金融法典上の「小切手・手形以外の支払手段に関する規律」(L133-1条以下)が適用され、「支払指図の撤回不能性」が原則とされる(同L133-3条Ⅱ-b、L133-8条Ⅱ-1項)とともに、その帰結として「抗弁の切断」が導かれる。 (※1) (以上につき同旨、調査報告書128頁～129頁)	適用なし ドイツのクレジットカード取引ではマンスリークリア方式が支配的であるところ、3か月以内に返済されなければならず、かつ、信用費用が僅かな場合(マンスリークリアーカード利用による取引はこれに該当する)には、BGB上の消費者保護規定がそもそも全体として適用されない(BGB491条2項3号)。 また、クレジットカード取引は、そもそも民法358条に言う「結合された契約」に該当しないため、抗弁接続ないし抗弁の貫徹の規定が原則として適用されないことは、上欄のとおり。 (以上につき同旨、調査報告書125頁～127頁)	適用なし 英国財務省担当者によれば、所定の期間内の信用供与額の一括返済が必須となるチャージカード取引については、75条3項(c)の適用除外(「3ヶ月を超えない所定の期間内の債務者による支払に対して信用を供与し、債務者に対して当該期間中に供与された信用の全額を1回で返済するように要求するもの」。EU指令に基づく消費者信用法改正により導入された条項。)に該当するため、75条1項の適用がない(以上につき同旨、調査報告書123頁・124頁)。 チャージカード取引については、EU指令に基づく消費者信用法改正以前から75条1項の適用除外とされてきた (なお、CAA75条3項(c)とほぼ同様の適用除外要件を定めていたものとして、1989年消費者信用(適用除外)命令3条(1)(a)(ii)がある。)が、その理由は、与信に伴う金利や手数料を取っていない点にあると考えられる。	適用あり 米国の消費者金融保護局(Consumer Financial Protection Bureau。以下「CFPB」という。)担当者によれば、 (1) 貸付真実法上のcreditは、債務の支払を猶予すること(to defer payment of debt)と非常に広く定義されており(同法103条(e))、当該定義は、支払回数、与信期間、金融料等による区別を行っていないため、理論的には、即座に決裁されない全ての与信取引、例えば20分後に支払うことや、1～2日後に支払うような与信取引までも、全てcreditという定義に含まれる。 したがって、クレジットカードを利用して2ヶ月未満の与信が行われた場合であっても、上欄の要件を満たす限り、抗弁接続規定が適用される。 (2) 貸付真実規則226.2条(15)の定義上、チャージカードもクレジットカードの一種として扱われている。 したがって、チャージカードも、クレジットカードと同様、上欄の要件を満たす限り、抗弁接続規定が適用される。(なお、米国におけるチャージカードは、信用履歴が良好であり、カード利用額が高額であっても返済に問題を来さない利用者に向けた商品であると認識されており、事前設定の利用限度額がなく、付加価値サービスが充実し、また比較的高額な年会費を設定した商品設計がなされている(調査報告書117頁)。) (3) ①なお、貸付真実法及び貸付け真実規則において、4回以上の分割払いであるか否か等によって適用範囲を区別する規定が存在するのは、主にopen end creditとclosed end creditを区別して開示規制に差異を設けるためであり、抗弁接続規定の適用対象に影響を与えるものではない。(同旨、調査報告書117～119頁) ②また、デビットカードのように即座に資金が引き落とされる(immediate withdrawal)取引は、貸付真実法ではなく、Electronic Fund Transfer Act(EFTA)の対象となる。 ③なお、特定の取引に何法が適用されるかについては非常に複雑な法律分析が必要である。一般的に米国では契約は州法管轄であり、与信取引も同様であるが、最高裁の決定により、連邦管轄金融機関の発行するクレジットカードについては専ら連邦法が適用されることとなっている。このため、現在市場で流通している多くのクレジットカードの取引については連邦法が優先適用されるが、地方銀行の発行するクレジットカードの場合は州法が適用される可能性がある。

出典： 下記の各文献及びヒアリング等を基に事務局作成。
※1 白石大「フランス法におけるクレジットカード取引の諸問題」(CCRクレジット研究第3号・137頁)
※2 渡辺達徳「消費者信用契約における「結合された契約」―撤回権および抗弁の貫徹・既払い金の返還をめぐる」(クレジット研究第30号・128頁)
※3 「経済産業省委託調査／「平成26年度商取引適正化・製品安全に係る事業(クレジット産業の健全な発展及び安全利用等)に向けた調査研究」《最終報告書》」(平成27年2月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))」(本表において「調査報告書」という。)

注： ○ なお、諸外国においては、支払いに用いられるカードの分類が日本と異なることが多い。
日本におけるクレジットカード(マンスリークリア・分割リボ併用の)に近い類型の取引を見ると、マンスリークリア専用カードをチャージカード、リボ専用カードをクレジットカードと呼ぶ一方、日本型の併用カードは存在しない事例が多いと指摘されている。